

教高第3529号
令和4年1月26日

各 県立学校長 殿

高校教育課長
高校改革・特別支援教育課長
保健体育課長

「新型コロナウイルス感染拡大防止への臨時特別協力要請」に基づく
教育活動について（通知）

このことについて、山梨県知事からの要請を受け、令和4年1月25日付け教総第4280号「新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく臨時特別協力要請について」を通知するとともに、令和4年1月25日付け教保体第2456号により、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～（2021.11.22Ver.7）」における地域の感染レベルを「レベル3」に引き上げたところです。

つきましては、当該協力要請や衛生管理マニュアルに基づいた感染症対策を徹底するとともに、次の対応をお願いします。

なお、令和4年1月24日付け教高第3511号の通知は、本日付で廃止するとともに、状況の変化に応じて、本通知の内容の変更を通知することがあることを申し添えます。

(1) 対象期間

○1月26日（水）から2月13日（日）まで

(2) 期間中の配慮事項

- 準備が整い次第、速やかに、クラスを分割した授業の実施やオンライン授業の活用、分散登校などの感染防止対策に配慮した授業等を実施する。
- 濃厚接触等のやむを得ない事情により学校に登校できない児童生徒に対して学習機会を確保する。
- 換気、手指消毒、昼食の摂り方等、各学校における感染防止対策を徹底し、児童生徒・保護者が安心して教育活動に取り組める環境を整える。
- 感染流行地への移動等によって、無症状ではあるが感染不安がある場合は、本県において実施している無料検査（令和4年2月13日（日）まで）を勧める。
- 通学時などやむを得ない場合を除き、不要不急の外出や移動を自粛するよう指導する。やむを得ず外出等する場合には、混雑している場所や時間を避け行動するよう指導する。

○学校内、家庭内での感染拡大を防止していくため、以下のことについて徹底する。

1. 毎日検温し、発熱等の少しでも症状がある場合には、学校に連絡した上で自宅で休養すること。また、このことを保護者へ周知すること。
2. 同居する家族にも1と同様の症状がみられる場合は、必ず登校を見合わせる。
3. 登校の際は、校舎に入る前に必ず検温カード等をチェックし、児童生徒の健康状態を確認すること。
4. 登下校時は、公共交通機関を使う場合の密接回避などの感染防止を図るとともに、やむを得ない場合を除き、自宅・学校は、直行・直帰とすること。下校時の会食等の行動や、帰宅後の不要・不急の外出は慎むこと。

(3) 部活動

○感染拡大防止の実効性を担保するため、部活動は自粛すること。

- ・対象期間中における教育内大会等の上位大会への出場については、保護者、生徒と十分に相談のうえ、参加の是非を検討すること。
- ・なお、対象期間中における教育内大会等の上位大会に出場する部活動にあつては、十分な感染防止対策を講じたうえで、「運動部活動再開ガイドライン Revise 6.0（令和3年7月15日）」、「文化部活動再開ガイドライン Revise 6.0（令和3年7月15日）」の「6地域の感染レベルを踏まえた部活動の段階的な進め方」で示す、第3ステージまでの活動を可能とする（学校長の許可により、1時間30分程度で校内のみの活動）。また、臨時特別協力要請の2（3）①を踏まえての対応に配慮すること。

※ 教育内大会等

中央競技団体主催の山梨県代表、日本代表等の選考による大会や国民体育大会など、進路資料になると考えられる活動。

(4) 行事等

- 学校行事は可能な限り延期または中止を検討する。やむを得ず実施する場合は、オンラインによる開催、感染防止対策を徹底した上での縮小等を検討する。
- ・休日の課外や学習会、模擬試験等は通常の実施は見送ることとし、オンライン等の活用など実施方法の変更や延期などを検討。

(5) その他

○職員室の分散化やオンラインを活用した職員会議の開催など、教職員同士の接触機会の低減に最大限努める。また、感染・濃厚接触等で教職員の相当数が勤務できない状況を想定し、学習機会の確保に向けた準備を行っておく。

高校教育課	
指導担当	TEL 055-223-1769
保健体育課	
学校体育担当	TEL 055-223-1783
高校改革・特別支援教育課	
特別支援教育担当	TEL 055-223-1752